

母子福祉資金貸付金は、母子家庭の母等が、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに、都道府県、指定都市又は中核市から貸付けを受けられる資金である。

母子福祉資金貸付金は、修学資金、事業開始資金、生活資金など計12種類ある(図表4-2-1)。資金を借りる際に保証人が必要であるものの、利率は、資金の種類により、無利子の場合と3%の場合がある。また、償還期限は、資金の種類により、3年間から20年間までとなっている。

母子福祉資金貸付金の貸付実績は、平成18(2006)年度において、件数が51,460件、金額が23,365,670千円となっている。

また、平成19(2007)年度には、医療介護資金(医療分)の貸付金額の限度を、31万円から34万円(特に経済的に困難な事情にあると認められる場合にあっては、45万円から48万円)に引き上げた。